

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例	2
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	2
◎高知県税条例の一部を改正する条例	2

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第29号）

1 条例制定の目的

新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を令和2年6月1日から同月30日までの1月間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 令和2年6月1日から同月30日までの1月間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	630,000円
議会の副議長	820,000円	574,000円
議会の議員	770,000円	539,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	72,800円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成29年高知県条例第2号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を考慮し、知事、副知事及び教育長の給料月額を令和2年5月1日から同月31日までの1月間、時限的に上乗せして減額することとした。

2 主要な内容

令和2年5月1日から同月31日までの1月間（以下「特定期間」という。）において、知事、副知事及び教育長の給料月額について、次のとおり上乗せして給料の減額を行うこと。

	令和3年3月31日までの	特定期間の減額後の給料
--	--------------	-------------

区分	減額前の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)	月額 (括弧内は、減額率)	
知事	1,220,000円	(10%) 1,098,000円	(100%)	零円
副知事	940,000円	(3%) 911,800円	(30%)	658,000円
教育長	780,000円	(2%) 764,400円	(15%)	663,000円

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和2年5月1日から適用することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第31号)

1 条例改正の目的

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)が施行されるとともに、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行により地方税法(昭和25年法律第226号)が一部改正されたこと等に伴い、個人の県民税、不動産取得税及び自動車税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 個人の県民税

ア 個人の県民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄を一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(一定の金額を除く。)の合計額(20万円を超える場合には、20万円)の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用することとする。 (付則第34条)

イ 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の県民税まで延長すること。(付則第35条)

(2) 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったことにつき証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。(付則第36条)

(3) 自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。(付則第22条の8)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)は、令和3年1月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第29号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る令和2年6月1日から同月30日までの間(以下「特例期間」という。)における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあっては「630,000円」と、議会の副議長にあっては「574,000円」と、議会の議員にあっては「539,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあっては「72,800円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止)

2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(平成29年高知県条例第2号)は、廃止する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第30号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第27項中「100分の10」を「100分の10(令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の100)」に、「100分の3」を「100分の3(令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の30)」に改め、附則第28項中「100分の2」を「100分の2(教育長にあっては、令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の15)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定は、令和2年5月1日から適用する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第31号**高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

付則第22条の8第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第34条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第39条の2第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第39条の2各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第35条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第9条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第36条 第83条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第86条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を政令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき法附則第60条第1項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第86条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第84条第1項及び第86条の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第84条第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第86条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第86条の2第3項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則に3条を加える改正規定（付則第36条に係る部分を除く。）及び次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。（経過措置）
- 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金を支出したときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、この条例による改正後の高知県税条例付則第34条の規定を適用することができる。